

技術士 農業部門 (植物保護)

機械部門

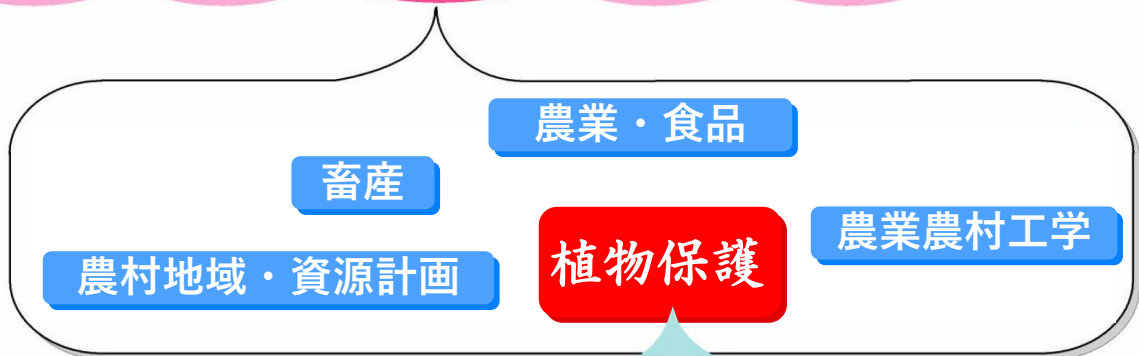
建設部門

農業部門

〇〇部門

〇〇部門

合計21の部門



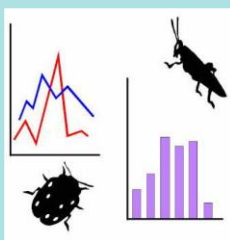
病虫害防除



雑草防除



発生予察



診断



農薬



「技術士 農業部門 (植物保護)」は、食の安全安心、環境保全型農業、トレーサビリティ、農薬の適正管理に貢献します。

技術士とは

科学技術に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導を行う者です (技術士法第2条)。

技術士法に基づいて行われる国家試験 (技術士第二次試験) に合格し、登録した人だけに与えられる名称独占の資格です。

技術士制度は、文部科学省が所管する、優れた技術者の育成を図るための国による資格認定制度です。

技術士のお問い合わせ : 社団法人日本技術士会 Tel. 03-3459-1331

ホームページ <https://www.engineer.or.jp>

ご案内する者 : 日本植物病理学会, 日本応用動物昆虫学会, 日本雑草学会, 日本農薬学会
植物化学調節学会